様式第１号（第２条関係）

茨城県企業連携型ＮＰＯ活動支援事業助成金への寄付金に関する覚書

　茨城県（以下、「甲」という。）と　　　　　　　（以下、「乙」という。）は、甲が実施するＮＰＯ向けの茨城県企業連携型ＮＰＯ活動支援事業助成金（以下、「本事業」という。）への連携について、次のとおり覚書を締結する。

第１　甲は、乙が本事業の助成対象事業者に対し、寄付金を支払うことを条件に、本事業の実施にあたり、乙に、事業名称、事業分野、事業実施区域を決定する権利（以下、「命名権等」という。）を与えるものとする。

第２　命名権等を得るための寄付額は一口１０万円とし、最大５口までとする。

第３　乙は、寄付金額に応じ、口数の範囲内において自由に事業分野等を設定でき、命名権等を行使することができるものとする。

第４　甲は、乙が寄付する金額と同額を助成金とし、乙の寄付金額とあわせた金額を事業規模額として本事業の公募をおこなうものとする。

２　前項の公募にあたり、甲は、乙が設定した命名権等について、県内ＮＰＯへ広く周知をおこなうものとする。

第５　乙が設定する命名権等については別紙のとおりとする。

第６　乙は、事業名称等に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第２条第２項に規定する権利をいう。以下同じ。）を有する場合は、甲がこれを無償で使用することを認める。

２　事業名称等が第三者の知的財産権を侵害したときは、乙は自らの責任においてこれを解決するものとする。

第７　本事業の命名権等の権利期間は覚書締結日から翌年3月15日までとする。

ただし、甲及び乙は、必要と認めたときは、双方協議のうえ、その期間を延長し、又は、短縮することができるものとする。

第８　第４の公募に対しＮＰＯから申請があった場合は、甲は、審査委員会を実施し、助成対象事業の交付・寄付先（以下、「助成対象事業者」という。）及び交付額・寄付額を決定するものとする。

２　乙は、希望により、自身の寄付する助成対象事業に限り審査委員会の審査委員として参加することができる。

３　乙は、審査委員会に審査委員として参加しない場合、助成対象事業者の決定に関する権利を審査委員会に一任するものとする。

第９　甲及び乙は、第８の規定により決定した助成対象事業者に対し、茨城県企業連携型ＮＰＯ活動支援事業助成金交付要項（以下、「交付要項」という。）第12条に定める茨城県企業連携型ＮＰＯ活動支援事業助成金交付決定通知書（様式第３－１号）及び茨城県企業連携型ＮＰＯ活動支援事業寄付金交付決定通知書（様式第３－２号）により、それぞれ助成対象事業者に対し通知するものとする。

２　第８の規定により不交付・不寄付先とした申請に対しては、甲が茨城県企業連携型ＮＰＯ活動支援事業助成金・寄付金不交付決定通知書（様式第３－３号）により通知するものとする。

第10　甲及び乙は、助成対象事業者から交付要項第18条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査して甲は助成金の額を、乙は寄付金の額を確定し、寄付協力企業に交付要項第19条に定める助成額確定通知書（様式第８－１号）、寄付額確定通知書（様式第８－２号）により、それぞれ通知するものとする。

第11　甲及び乙は、前条の規定により助成金及び寄付金の額を確定した後、甲は助成金、乙は寄付金を助成対象事業者に対し速やかに支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、この限りではない。

なお、寄付金の額は助成対象事業者からの実績報告後に確定するため、第９の規定により乙が決定し通知した茨城県企業連携型ＮＰＯ活動支援事業寄付金交付決定通知書（様式第３－２号）に記載された寄付金の額を下回る場合がある。

２　寄付金は乙から助成対象事業者に直接支払うこととし、寄付金振込みに係る手数料等は乙が負担するものとする。

第12　乙が命名した本事業において助成対象事業者による事故等が発生し、乙に損害が生じた場合であっても甲は責任を負わないものとする。

２　甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして茨城県企業連携型NPO活動支援事業実施要綱、交付要項及び覚書の定めに違反したときは、書面により通知したうえで、この覚書を解除することができるものとする。

３　前項に定める覚書の解除により損害が生じたときの賠償に必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第13　この覚書の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害を賠償しなければならない。

第14　乙は、この覚書の履行に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この覚書の期間終了後又は解除後も同様とする。

第15　この覚書は、当事者間の書面による同意により変更または補足することが出来る。

第16　本覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

様式第1号（別紙）（第２条関係）

茨城県企業連携型ＮＰＯ活動支援事業助成金の寄付金額等について次のとおりとする。

１．寄付金額及び寄付時期

【寄付金額】一口10万円とし、　口　　万円寄付することとする。

【寄付時期】□ 事業完了前も可　／　□ 額の確定通知後（事業完了後）

※いずれか□にレ点チェックを入れてください。

２．寄付先の事業分野

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Check | 口数 | 事業分野 |
| □ |  | ①環境 |
| □ |  | ②教育・文化 |
| □ |  | ③青少年・子ども |
| □ |  | ④医療・福祉 |
| □ |  | ⑤まちづくり・防災 |

※寄付先は寄付口数に応じ複数選択できます。

※上記事業分野から更に分野の絞り込みを希望する場合には、「５．交付申請者に対するコメント」に記載願います。

３．事業実施区域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Check | 区域 | 範囲 |
| □ | ①茨城県全域 | 県内全域（助成対象事業の実施区域を問わない） |
| □ | ②県北地域 | 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町 |
| □ | ③県央地域 | ひたちなか市、那珂市、水戸市、笠間市、小美玉市、城里町、茨城町、  大洗町、東海村 |
| □ | ④鹿行地域 | 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市 |
| □ | ⑤県南地域 | 土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、  かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町 |
| □ | ⑥県西地域 | 古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、  五霞町、境町 |

※事業実施区域は上記②～⑥を選択する場合、複数選択可能

※事業実施区域はＮＰＯが主として活動する地域を絞るものであり、ＮＰＯの活動内容等により活動範囲が事業実施区域を跨ぐ場合があります。

４．募集事業（助成対象事業）の名称

　　　　　　　　　　　　　　ＮＰＯ活動支援事業　※命名を希望しない場合は記入不要

５．交付申請者に対するコメント

　　（例）弊社と一緒に○○○○活動を実施できる団体の応募を希望します。

以上の覚書を証するため、本書２通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　水戸市笠原町978番6

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　茨城県知事　大井川　和彦

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙